

第 22 回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議 議事概要

日 時：令和 3 年 9 月 10 日(金) 19 時 00 分～19 時 28 分

場 所：仙台市役所本庁舎 3 階 秘書課第一応接室

出席者：郡市長（議長）、藤本副市長、高橋副市長、危機管理局長兼危機管理監、総務局長、まちづくり政策局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、子供未来局長、環境局長、経済局長、文化観光局長、都市整備局長、建設局長、青葉区長、宮城野区長、若林区長、太白区長、泉区長、会計管理者、消防局長、教育長、議会事務局長、水道事業管理者、交通事業管理者、ガス事業管理者、病院事業管理者
仙台市医師会 永井顧問、宮城県復興・危機管理部 千葉危機管理監兼副部長

- 次 第：1. 開 会
2. 議 事
 (1)本市の感染状況について
 (2)宮城県の対応について
 (3)本市の取り組みについて
3. 閉 会

議事要旨：

- (1) 本市の感染状況について
- ・宮城県に対する緊急事態措置の適用から 2 週間が経過し、昨日国においてまん延防止等重点措置への移行が決定された。
 - ・本市において 8 月 25 日に過去最多となる 197 人の新規感染者が確認されたところだが、その後は一貫して前週より感染者数が少ない状況が続いている。
 - ・一方、昨日時点の入院者数は 123 人であり、仙台医療圏の病床使用率は未だ 8 割と高い水準にある。現段階では、医療崩壊も危惧される厳しい状態を脱した、とまでは言えないものと認識している。
 - ・本日は、これらの状況や、宮城県の対策本部会議の決定を踏まえた本市における対応などを協議する。
 - ・資料 1 について健康福祉局長より説明
- (2) 宮城県の対応について
- ・資料 2 について危機管理局長兼危機管理監より説明
- (3) 本市の取り組みについて
- ・資料 3、資料 4 について危機管理監より説明

○関係局長より報告

<経済局長>

- ・県の資料（資料 2）の資料 2－1 の、9 月 13 日以降の第 12 期となる感染症拡大防止協力金について説明。
- ・第 12 期協力金については、緊急事態措置からまん延防止等重点措置へ移行されたことに伴い、第 11 期要請分に比べて 1 日あたりの支給額の下限額が 4 万円から 3 万円に引き下げられる。
- ・要請期間の 18 日間を通じた協力金の総支給額は、中小企業者の場合、売上高による方法では、54 万円から 180 万円。売上高減少額による方法では、総支給額は最大 360 万円となる。また、大企業の場合は、売上高減少額から算出する方法となるため、総支給額は最大 360 万円とな

る。

- ・これまでの協力金の支給状況についてだが、6月14日までの要請期間であった第7期分までについては概ね支給を終了している。7月21日から8月17日までの要請であった第8期分は、9月17日までの申請期限となっており、現在、約3,300件の申請を受け付けており、約8割の審査が終了している。
- ・8月18日から9月13日までの期間の第9期分から第11期分の協力金については、要請期間終了後の9月13日より一括して申請を受け付ける。協力金の支給にあたっては、一定の要件を満たす場合に簡便な方法による申請方法を導入するなど、早期支給に努める。
- ・6月30日まで申請を受け付けていた第1次時短要請等関連事業者支援金の最終的な実績は、申請数5,011件、支給件数4,736件となっている。
- ・現在申請を受け付けている第2次時短要請等関連事業者支援金については、約3,100件の申請を受け、約8割の支給が終了している。なお、現在も一定の申請があることを踏まえ、9月17日までとしていた申請期限を9月30日まで延長する。

○市長より指示

- ・まん延防止等重点措置の適用により、事業者には引き続き負担を掛けることになることから、協力いただく事業者への丁寧な周知と、協力金や支援金の速やかな支給に引き続き努めること。
- ・市民利用施設については、原則休館又は利用の自粛から、一部スペースの利用制限などを講じた上で原則20時までとして利用を再開するが、感染対策を徹底して利用してもらうよう、各施設での取り組みをお願いする。

○仙台市医師会 永井顧問より

- ・先ほど県の会議でもあったように、感染者は減少しているが、まだ油断はできない。
- ・ワクチンは若年層も接種の対象となったが、最近患者として、大規模接種センターで接種を行った後に体調を崩す子供が何人かいる。高熱が5日間程度続いている子供もいた。若年層は副反応が強く出る印象を受けている。
- ・中高生は部活などもあるため、ワクチン接種をした方が良いと思うが、副反応のこともあるため、保護者の了解を得て対応する必要があると感じている。

○宮城県復興・危機管理部 千葉危機管理監兼副部長より

- ・緊急事態宣言からは9月12日で解除となるが、引き続き9月30日まではまん延防止等重点措置が適用となる。再度、県民や市民に感染防止に対する要請を行うこととなる。各方面に大変な負担を掛けることになるが、理解をしていただきたい。
- ・緊急事態宣言措置期間においては、共同で夜間の見回り等を行うなど、仙台市の協力に感謝している。今後とも県と市の連携した取り組みをお願いする。

○市長より総括

- ・本市で感染が急拡大した8月以降、事業所や施設、家庭など様々な場で感染が見られ、昨日までに20件のクラスターが発生した。これらは感染力の強い変異株によるものと考えられるが、その脅威は現在も変わらない。市民や事業者に向けて、気を緩めることなく危機感を維持し、今一度の時短要請への協力と感染防止対策の徹底について周知に努めること。
- ・今回、若年層において感染が拡大し発症後に重症化する事例も見られた。働く世代や学生などのワクチン接種を促進していくことが重要であり、多くの方に一日も早く接種してもらえ

るよう取組を進めること。

- ・今回の重点措置期間中に感染を抑え込むことができるよう、県や医療機関と連携を密にし、職員一丸となって取り組んでまいり。

以上